

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 中小企業向け租税特別措置の適用停止措置について

##### 《内容》

平成 29 年度税制改正で、中小企業向けの租税特別措置について適用対象となる中小企業者のうち適用除外事業者が設けられたということですが、どのようなものですか。

### 『答』

中小企業向けの租税特別措置については、財務基盤の弱い中小企業を支援するという趣旨を踏まえ、これらの措置の適用を受けるための要件として、課税所得の 3 年平均が 15 億円以下であることが加えられました。

#### (解説)

1 次の中小企業向けの租税特別措置（要件の特例を含みます。）について、中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものの事業年度においては、その適用等を停止することとされました。

- ① 研究開発税制のうち中小企業技術基盤強化税制（措法42の4③④）
- ② 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は  
法人税額の特別控除の投資規模要件の中小企業特例（措令27の11の3）
- ③ 公害防止用設備の特別償却（措法43①一）
- ④ 自動車教習用貨物自動車の特別償却（措法43①三）
- ⑤ 被災代替資産等の特別償却（措法43の3②）
- ⑥ 中小企業等の貸倒引当金の特例のうち  
中小企業等の法定繰入率の適用に関する特例（措法57の9①）

なお、上記以外の中小企業向けの租税特別措置については、それぞれの適用期限との関係により中小企業向け租税特別措置の適用制限（以下「本制度」と略称します。）の施行以後に適用があることが確定していないことから、今般の改正では手当てされていませんが、適用期限の延長に応じて順次改正が行われることとされています。

2 適用除外事業者とは、事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑧六の二）。

この場合の適用除外事業者の判定における所得の金額の年平均額は、原則として、本制度の適用を受けようとする事業年度（以下「判定対象年度」といいます。）開始の日前3年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額を各基準年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額とされています（措法42の4⑧六の二）。

また、本制度は、たとえ中小企業者であっても大法人並みに所得を得ている場合には、各租税特別措置において大法人と同様に扱うことが、それぞれの政策目的・趣旨等に照らせば適正であるとの考えに基づき、設立間もない法人の扱いや組織再編成がある場合の取扱い、さらには、連結納税制度の離加入等がある場合などにおける計算等、極力、公平・中立な制度としつつ、潜脱を防止するため、一定の調整を行うこととされています（措法42の4⑧六の二、措令27の4⑬～⑰）。

（参考） 調整事由に該当する場合

イ 設立後3年を経過していないこと

ロ 繰戻し還付の規定の適用があったこと

ハ 特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること

ニ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において連結法人に該当していたこと

ホ 判定法人が基準日から判定対象年度開始の日の前日までのいずれかの時において公益法人等又は内国法人である人格のない社団等に該当していたこと

ヘ 判定法人が外国法人であること

3 本制度の適用は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用することとされています（平成29年改正法附則62①）。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。